

議案第8号

総社市障害者医療費給付条例の一部改正について

総社市障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

国民年金法等の改正に伴い、当該改正規定を受給資格更新時から適用させる必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1及び2 略 <u>3 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号の規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）附則第7条中「令和8年8月」とあるのは「令和8年7月」と、「同年7月」とあるのは「同年6月」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	<p>附 則 1及び2 略</p>

附 則  
この条例は、令和8年4月1日から施行する。